

政令第十九号

地方財政法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第三項から第六項まで及び第五条の八、激甚災害じしんに対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「この号及び次号」を「この項及び第七条」に改め、同項第二号中「この号」の下に「及び第七条」を加える。

第三条第一号中「次号」の下に「及び第十八条」を加える。

第十二条を削る。

第十一条の見出し中「起債許可団体の判定のための数値」を「実質公債費比率」に改め、同条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出し中「起債許可団体の判定のための数値」を「実質公債費比率」に改め、同条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出し中「起債許可団体の判定のための数値」を「実質公債費比率」に改め、同条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「第十一条第二号」を「第十二条第二号及び第三十条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第五条から第八条までを削る。

第四条を第九条とし、第三条の次に次の五条を加える。

（協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値）

第四条 法第五条の三第三項に規定する実質公債費比率に係る政令で定める数値は、百分の十六とする。

（協議不要対象団体の判定のための実質赤字額の額）

第五条 法第五条の三第三項に規定する実質赤字額に係る政令で定める額は、零とする。

(協議不要対象団体の判定のための連結実質赤字比率の数値)

第六条 法第五条の三第三項に規定する連結実質赤字比率に係る政令で定める数値は、零とする。

(協議不要対象団体の判定のための将来負担比率の数値)

第七条 法第五条の三第三項に規定する将来負担比率に係る政令で定める数値は、都道府県等にあつては百分の三百、市町村にあつては百分の二百とする。

(協議不要基準額)

第八条 法第五条の三第三項に規定する地方債の合計額に係る政令で定める額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の額に百分の二十五を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加算した額とする。

一 第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額

二 当該地方公共団体が経営する法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第

二条の規定により同法の全部又は一部を適用する公営企業（法第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を合

計した額

三 当該地方公共団体が経営する法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）ごとに営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額を合計した額

四 当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債（当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定めるものに限る。）のうち法第五条の三第三項各号に掲げるもの

合計額

第十三条中「第五条の四第一項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改める。

第四十三条を第五十二条とし、第三十七条から第四十二条までを九条ずつ繰り下げる。

第三十六条中「第二十四条」を「第三十三条」に改め、同条を第四十五条とし、第三十五条を第四十四条とする。

第三十四条第二項第四号中「第二十四条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に、「第三十条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十三条とし、第三十三条を第四十二条とする。

第三十二条第一号中「第二十四条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条を第四十条とし、第三十一条を第四十条とする。

第三十条第一項中「第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条」を「第三十三条から第三十五条まで、第三十六条第一項、第三十七条」に、「第三十四条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第二十四条第一項第四号」を「第三十三条第一項第四号」に、「第三十条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十九条とし、第十九条を第三十八条とする。

第二十八条第一号中「第二十四条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条を第三十七条とし、第二十七条を第三十六条とする。

第二十六条中「第二十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第二十五条を第三十四条とし、第二十四条を第三十三条とする。

第二十三条中「並びに第七条第二項及び第二十一条第一項」を「、第十七条第二項の届出書並びに第二十一条第二項及び第二十八条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十二条を削る。

第二十一条を第二十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例）

第二十九条 地方公共団体の組合についての法第五条の三の規定の適用については、同条第三項に規定する協議不要対象団体（この項の規定により同条第三項に規定する協議不要対象団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）のみが加入する地方公共団体の組合を同項に規定する協議不要対象団体とみなす。この場合において、同条第七項中「届出をした地方公共団体」とあるのは「届出をした地方公共団体の組合に加入する地方公共団体」と、「当該地方公共団体」とあるのは「当該地方公共団体の組合」とする。

2 地方公共団体の組合についての法第五条の四の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する地方公共団体（この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体と、同条第一項第二号に規定する地方公共団体（この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。）が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。

む。)が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体とみなす。

(決算未提出期間における起債の協議等についての特例)

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第三項	実質公債費比率	当該年度の前年度の実質公債費比率
	実質赤字額	当該年度の前年度の実質赤字額
	連結実質赤字比率	当該年度の前年度の連結実質赤字比率
	将来負担比率	当該年度の前年度の将来負担比率
法第五条の四第一項第一号	前条第四項第二号	当該年度の前年度の前条第四項第二号
法第五条の四第一項第二号	前条第四項第一号	当該年度の前年度の前条第四項第一号
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年度

2 地方公営企業法第三十条第一項の規定により法適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に

提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第二号を除く。）及び第五条の四第三項（第二号を除く。）の規定並びに第十五条及び第二十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項（第二号を除く。）	次に掲げる	当該年度の前々年度
	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
法第五条の四第三項（第二号を除く。）	経営の	当該年度の前年度において経営の
	当該年度に	当該年度の前年度に
第十五条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	当該年度に	当該年度の前々年度に
第二十六条第一項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度
	第十五条第一項第一号	第三十条第二項の規定により読み替えられた第十五条第一項第一号

第二十六条第二項

当該年度の前年度

当該年度の前々年度

3 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により法非適用企業に係る特別会計の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三第五項（第一号を除く。）及び第五条の四第三項（第一号を除く。）の規定並びに第十六条及び第二十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第五項（第一号を除く。）	次に掲げる		当該年度の前々年度	
	当該年度の前年度		当該年度の前々年度	
法第五条の四第三項（第一号を除く。）	経営の		当該年度の前年度において経営の	
	当該年度の前年度		当該年度の前々年度	
第十六条第一項	当該年度の前年度		当該年度の前々年度	
	当該年度の歳入		当該年度の前年度の歳入	
第二十七条第一項	当該年度に		当該年度の前年度に	
	当該年度の前年度		当該年度の前々年度	

	第十六条第一項各号	第三十条第三項の規定により読み替えられた第十六条第一項各号
第二十七条第二項	当該年度の前年度	当該年度の前々年度

（地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合の総務省令への委任）

第三十一条 当該年度の中途又は当該年度前四年度のいずれかの年度の中途において地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における法第五条の三及び第五条の四（これらの規定を前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定並びに第八条（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第二十条の見出しを「（起債に許可を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）」に改め、同条第一項中「次に掲げる額」を「第十六条第一項各号に掲げる額」に改め、同項各号を削り、同条を第二十七条とする。

第十九条の見出しを「（起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）」に改め、同条第一項中「第一号」を「第十五条第一項第一号」に、「第三号に掲げる額」を「同項第

三号に掲げる額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「公営企業」を「法適用企業」に改め、同条を第二十六条とし、第十八条を第二十五条とする。

第十七条第二項第二号中「第五条の三第一項」の下に「若しくは第六項」を、「協議」の下に「若しくは届出」を加え、同条を第二十四条とする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十四条の見出し中「数値」を「実質公債費比率の数値」に改め、同条を第二十三条とし、第十三条の次に次の九条を加える。

（実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法）

第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一 法適用企業に係る特別会計

二 法非適用企業に係る特別会計

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計

(起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てる

ために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができると特定収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等)

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の
現在高

2 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(地方債の届出の相手方等)

第十七条 法第五条の三第六項の規定による届出は、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

2 法第五条の三第六項の規定による届出をしようとする地方公共団体は、事業区分ごとに次条に規定する事項を記載した届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、法第五条の三第六項の規定による届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣の定める期間内に、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、法第五条の三第六項の規定による届出又は前項の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとする。ただし、当該届出又は

報告に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

（地方債の届出において明らかにすべき事項）

第十八条 法第五条の三第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 起債対象事業に要する経費の総額
- 二 起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳
- 三 地方債の資金の借入先
- 四 当該届出に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額
- 五 当該届出に係る地方公共団体の決算の状況
- 六 その他参考となるべき事項

（議会への事後報告で足りる場合）

第十九条 法第五条の三第十項ただし書に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができなるときとする。

（地方債計画等）

第二十条 法第五条の三第十一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五条の三第十一項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

二 法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

三 法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

2 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限と

なるべき率をいう。)を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

(地方債の許可手続)

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 総務大臣は、第一項に規定する許可及び前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可及び同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可及び同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限り

でない。

5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(起債許可団体の判定のための実質赤字額の額)

第二十二條 法第五條の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第十三條各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額（以下この項において「標準財政規模の額」という。）に四十分の一を乗じて得た額とする。

ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

附則第六條第一項第一号中「第九條」を「第十條」に改める。

附則第九條及び第十條を次のように改める。

(平成二十四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値の特例)

第九条 平成二十四年度における第四条の規定の適用については、同条中「百分の十六」とあるのは、「百分の十四」とする。

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成二十年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

2 平成二十一年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十二年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第二項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

4 平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

5 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた第十

三条各号」とする。

6 平成二十六年以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十一条及び第十二条を削り、附則第十三条を附則第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。
(平成二十年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成二十年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法
----------	--------	--

<p>当該地方道路譲与税</p>	<p>交付金 及び交通安全対策特別</p>	<p>算定した地方道路譲与 税</p>
<p>当該児童手当特例交付金、地方道路譲与税</p>	<p>交通安全対策特別交付金 、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交</p>	<p>譲与税 いう。以下この条において同じ。）、地方道路 第二条第二項に規定する児童手当特例交付金を 算定した児童手当特例交付金（旧特例交付金法 読替後の地方交付税法第十四条 法第十四条」という。） （以下この号において「読替後の地方交付税 法第十四条」という。） 読替後の地方交付税法第十四条 「という。） 附則第五条第二項の規定により読 み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規 定により読み替えられた地方交付税法第十四条 （以下この号において「読替後の地方交付税 法第十四条」という。）</p>

<p>第十三条第一号ロ</p>	<p>地方交付税法第十四条</p>	<p>読替え後の地方交付税法第十四条</p>
<p>第十三条第二号</p>	<p>同法第十四条</p>	<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地</p>
<p>相当する額、</p>	<p>相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替え後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、</p>	<p>同条</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p>

<p>号)</p>	<p>基準財政収入額</p>
<p>二年政令第四十六号) 第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号) 第二条第一項(同令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の四第一項の規定により読み替えられた同令</p>	<p>基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては</p>

交付金	自動車重量譲与税 及び交通安全対策特別 交付金	児童手当特例交付金、自動車重量譲与税 、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交 通安全対策特別交付金	当該額に相当する額を加算した額とする。）

（平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものと した場合における地方交付税法等の一部を改正 する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の 規定による改正前の地方特例交付金等の地方財 政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第 十七号。以下この条において「旧特例交付金法
----------	--------	--

同条	
読替え後の地方交付税法第十四条	<p>「という。」第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「暫定措置法」という。）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（旧特例交付金法附則第五条第二項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下この条において「平成二十一年地方税法等改正法」という。）附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この号において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>

	第十三条第一号ロ
算定した地方揮発油譲与税	当該地方揮発油譲与税
算定した児童手当特例交付金（旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。） 、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税	当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税
読替え後の地方交付税法第十四条 相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替え後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を	相当する額、

		<p>控除した額の七十五分の百に相当する額、</p>
<p>第十三条第二号</p>	<p>同法第十四条</p>	<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項及び暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（平成二十一年地方税法等改正法附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>地方揮発油譲与税</p>	<p>同条</p>	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方</p>	<p>同条</p>	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p>

	第十三条第三号及び第四号		同法第十四条	道路譲与税
同条	特別とん譲与税	地方揮発油譲与税	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条第五号	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十二	第一項	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第四十六号）第三条の規定による改正	地方揮発油譲与税、地方道路譲与税
	<p>前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項（同令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えられた地方自治法施行令（</p>			

自動車重量譲与税	基準財政収入額	
児童手当特例交付金、自動車重量譲与税	<p>当該額に相当する額を加算した額とする。）</p> <p>定方法により控除した額がある場合にあつては</p> <p>当該額に相当する額を控除した額とし、当該算</p> <p>定方法により加算した額がある場合にあつては</p> <p>第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算</p> <p>定方法により加算した額がある場合にあつては</p> <p>当該額に相当する額を控除した額とし、当該算</p> <p>定方法により控除した額がある場合にあつては</p> <p>当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>	<p>昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第</p> <p>二項の規定により読み替えられた同令第二百十</p> <p>条の十二第一項（地方税法施行令等の一部を改</p> <p>正する政令（平成二十一年政令第百号）附則第</p> <p>十一条第二項の規定により読み替えて適用され</p> <p>る場合に限る。）</p>

地方揮発油譲与税

地方揮発油譲与税、地方道路譲与税

附則第十四条から第十八条までを次のように改める。

(平成二十二年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十四条 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	同法第十四条	
		同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十

第十三条第一号ロ		
第十三条第二号	同法第十四条	同条
同法第十四条	同条	<p>地方交付税法第十四条</p> <p>同条</p> <p>算定した地方揮発油譲与税</p> <p>同条</p> <p>五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>算定した児童手当及び子ども手当特例交付金（旧特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>、地方揮発油譲与税</p> <p>当該地方揮発油譲与税</p> <p>当該児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p>

	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条第三号及び第四号	地方揮発油譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、地方揮発油譲与税
第十三条第五号	同法第十四条 同条 特別とん譲与税	読替え後の地方交付税法第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条 児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第八十六号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法	

		<p>施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七 条の四第二項の規定により読み替えられた同令</p>
	<p>基準財政収入額</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二 第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算 定方法により加算した額がある場合にあつては 当該額に相当する額を控除した額とし、当該算 定方法により控除した額がある場合にあつては 当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
	<p>自動車重量譲与税</p>	<p>児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重 量譲与税</p>

（平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十五条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表
の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ

	<p>同法第十四条</p> <p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「特例交付金法」という。）第九条第二項の規定により読み替えられた同条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>同条</p>	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>算定した地方揮発油譲与税</p>	<p>算定した児童手当及び子ども手当特例交付金（特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当</p>

	第十三条第五号	譲与税
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第一項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令	<p>基準財政収入額</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>

	自動車重量譲与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税
--	----------	---------------------------

(平成二十四年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十六条 平成二十四年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)
----------	--------	---

	定方法により加算した額がある場合にあつては 当該額に相当する額を控除した額とし、当該算 定方法により控除した額がある場合にあつては 当該額に相当する額を加算した額とする。）

（平成二十三年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十七条 平成二十三年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とある

のは、「附則第十一条第二項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成二十四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十八条 平成二十四年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とある

のは、「附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第二十条を附則第二十二条とし、附則第十九条を附則第二十一条とし、附則第十八条の次に次の二

条を加える。

（平成二十五年度及び平成二十六年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十九条 平成二十五年度及び平成二十六年年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成二十七年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第二十条 平成二十七年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「地方債」の下に「（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次条第一項及び第四十五条第一項において同じ。）」を加え、同項第二号中「の地方債」の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出

がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる」と認められるものを含む。以下この項において同じ。）」を加え、「当該」を「特定地方公共団体の」に改め、同項第三号中「当該」を「特定地方公共団体の」に改める。

第四十七条第一項中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第三条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号中「及び」の下に「届出の受理並びに」を加え、同条第四号中「同意又は許可に係る」を「地方財政法第五条の三第十一項に規定する」に改め、同条第五号中「及び」の下に「届出の受理並びに」を加える。

第六十条第二号及び第八号並びに附則第十五条第一項第一号及び第三項第一号中「協議及び」の下に「届出の受理並びに」を加える。

（財務省組織令の一部改正）

第四条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第五号中「同意又は許可に係る」を「地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第十一項に規定する」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方財政法施行令の規定は、平成二十四年度の地方債から適用し、平成二十三年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第二十四条第一項第十号」を「第三十三条第一項第十号」に改める。

一 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十六条第二項

二 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条第二項

三 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）第八条の二第二項

四 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条の二第二項

五 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第六条第一項

（消費税法施行令の一部改正）

第四条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項第一号中「第三十七条各号」を「第四十六条各号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第五条 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第三十七条第四号」を「第四十六条第四号」に改める。

（地方財政審議会令の一部改正）

第六条 地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第五項及び第二十一条第四項」を「第二十一条第五項及び第二十八条第四項」に改め

る。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第七条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ及び第二号ロ中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改め、同項第三号ロ及び第四号ロ中「第二十条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

第四条第一号ハ及び第二号ハ中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改め、同条第三号ハ及び第四号ニ中「第二十条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

第七条第一号ハ中「第八条第二項」を「第二十二条」に改める。

附則第六条中「第八条第二項」を「第二十二条」に、「附則第九条」を「附則第十七条」に、「附則第十三条第二項及び第十六条」を「附則第十一条第二項及び第十四条」に、「附則第十六条」を「附則第十四条」に改める。

附則第七条中「第八条第二項」を「第二十二条」に、「附則第十条」を「附則第十八条」に、「附則第

十三条第三項及び第十七条」を「附則第十一条第三項及び第十五条」に、「附則第十七条」を「附則第十五条」に改める。

附則第八条中「第八条第二項」を「第二十二條」に、「附則第十一条」を「附則第十九条」に、「附則第十三条第三項及び第十八条」を「附則第十一条第三項及び第十六条」に、「附則第十八条」を「附則第十六条」に改める。

附則第九条中「第八条第二項」を「第二十二條」に、「附則第十二条」を「附則第二十条」に、「附則第十八条」を「附則第十六条」に改める。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合に協議をすることを要しない地方公共団体の要件等を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。